

# 革新的自殺研究推進プログラムに関する規則

平成 29 年 8 月 2 日

自殺総合対策推進センター

## 目次

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 研究課題評価時期、研究課題評価目的等(第4条～第6条)

第3章 研究課題評価者及び自殺研究ガバニングボード(第7条～第10条)

第4章 研究課題評価手法等(第11条～第13条)

第5章 雑則(第14条～第17条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、自殺総合対策推進センター(以下「JSSC」という。)における革新的自殺研究推進プログラムの実施に関して、その具体的な方法等を定めることを目的とする。

#### (基本方針)

第2条 革新的自殺研究推進プログラムは、次に定める方針により行う。

革新的自殺研究推進プログラムに係るガバニングボード(以下、「自殺研究 GB」という。)を設置する。

自殺研究 GB のメンバーは JSSC センター長が任命する。

自殺研究 GB のメンバーの任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

革新的自殺研究推進プログラムの遂行に関しては、自殺研究 GB が決定、実行するものとする。

自殺研究 GB の運営に関しては、別途定める。

- (1) 業務方法書及びこの規則に定めるところによるほか、国の研究評価に関する大綱的指針(平成 24 年 12 月 6 日内閣総理大臣決定)及び JSSC の中長期計画を踏まえ、革新的自殺研究推進プログラムで実施する研究事業の策定及び研究委託金額の決定を行う。
- (2) 自殺研究 GB は、研究事業への公募を行い、その採用に関する決定を行う。ただし、研究課題は公募状況によって再公募をする事ができる。

- (3) 自殺研究 GB が採用を決定した研究代表者からの研究公募申請書を受け、JSSC は研究委託費を交付する。
- (4) 研究代表者が、年度内において研究委託費の追加が必要となった場合、JSSC は追加交付することができる。
- (5) 自殺研究 GB は、研究課題年度終了後に、研究代表者から、研究概要報告、研究成果報告、実績報告を受け、個々の研究課題を対象とした研究課題評価を行う。
- (6) 自殺研究 GB は、研究課題評価についてその研究の性格(基礎、応用、調査等)や分野、その目的、政策上の位置付け、規模等に応じて、目的や評価結果の活用の仕方、評価項目・基準等を的確に設定し、また、必要となる評価実施体制等を整備して、評価を実施する。

(研究課題策定及び評価の実施方法等)

第3条 自殺研究 GB は、前条の規定に基づき定められた事業等の研究課題及び評価の実施方法等に関し、次の事項について次条から第 14 条までの規定に則り別に定める。

- (1) 研究課題評価時期
- (2) 研究課題評価目的
- (3) 研究課題評価の観点及び評価項目・基準
- (4) 研究課題評価者
- (5) 研究課題評価手法等

## 第2章 研究課題評価時期、研究課題評価目的等

(研究課題評価時期)

第4条 研究課題評価時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価

研究課題の選定の前に実施する。

- (2) 事後評価

原則として、研究終了前の適切な時期に実施する。

- (3) 追跡評価

研究課題終了後、一定の時間が経過してから実施する。

(研究課題評価目的)

第5条 研究課題評価目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価

研究課題の採択に当たって、公募の趣旨を踏まえ、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握

し、予算等の資源配分の意思決定に資することを目的とする。

(2) 事後評価

研究課題等について、研究の実施状況、研究成果等を明らかにし、今後の研究成果等の展開及び事業等の運営の改善に資することを目的とする。

(3) 追跡評価

必要に応じて、主要な研究課題から対象を選定し、研究成果の発展状況を明らかにすること等により、次の研究課題の検討や評価の改善等に活用することを目的とする。

(研究課題評価の観点及び評価項目・基準)

第6条 研究課題評価は、自殺総合対策の推進に資するデータおよび科学的根拠の収集という革新的自殺研究推進プログラムの目的を踏まえ、必要性、効率性及び有効性の観点、また、事業の目的・趣旨を適切に具現化する観点から自殺研究 GB が実施する。また、これらの観点のもと、研究の特性や評価の目的等に応じて適切な評価項目・基準を事業等ごとに別に定める。

### 第3章 研究課題評価者及び自殺研究ガバニングボード

(研究課題評価者)

第7条 研究課題評価者は、自殺研究 GB とする。

(自殺研究 GB)

第8条 自殺研究 GB は、適切な数の委員をもって構成する。

2 議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、必要に応じて構成員以外の外部の専門家又は JSSC 職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 議長は、自殺研究 GB を主宰し、委員を招集する。

5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

6 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第9条 JSSC は、自殺研究 GB を充実し、適切な研究課題評価の実施を図るために、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 自殺対策の研究の評価に当たって必要な専門領域について、高度な知見を有する委員の確保

(2) 年齢、性別、所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮

- (3) 委員に関する情報の適切な管理
- (4) 研究課題評価の効率的な実施
- (その他)

第 10 条 この章に定めるもののほか、自殺研究 GB の運営に関するその他必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 研究課題評価手法等

(研究課題評価手法)

第 11 条 研究課題評価手法は、次の各号に掲げるとおりとする。

##### (1) 事前評価

ア 自殺研究 GB が、被評価者から提出された研究課題提案書を基に、書類選考及び必要に応じて面接を行い、評価するものとし、段階的に審査することもできるものとする。この場合、必要に応じて、専門的事項について外部の専門家に書類を審査させ、又は面接に参加させ、意見を求めることができる。

イ 評価結果の取りまとめは、原則として自殺研究 GB を開催した上で行うこととし、各研究課題について採択優先順位並びに必要なに応じて研究計画、体制及び費用等に関する意見を付するものとする。

##### (2) 事後評価

ア 研究課題評価者が、被評価者から提出された報告等の資料を基に、必要に応じて被評価者へのヒアリング又は研究実施場所での調査を行い評価するものとする。この場合、必要に応じて、専門的事項について外部の専門家に書類を審査させ、又は面接に参加させ、意見を求めることができる。

イ 評価結果の取りまとめは、原則として自殺研究 GB を開催した上で行う。

##### (3) 追跡評価

ア 研究終了後一定期間を経た後、研究成果の活用状況、自殺対策の研究の発展状況等について追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

(研究課題評価に関する情報提供等)

第 12 条 研究課題評価に関する情報提供等の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自殺研究 GB 及び JSSC は、公募の趣旨並びに研究課題評価の目的及び方法について、あ

らかじめ周知するものとする。

(2) JSSC は、原則として、自殺研究 GB の評価経過について評価終了後に、自殺研究 GB 委員の氏名について公表するものとする。

(3) JSSC は、自殺研究 GB の意見等について、被評価者に開示するものとする。

(研究課題評価における利益相反マネジメント)

第 13 条 JSSC は、自殺研究 GB の委員による研究課題評価の公正性・透明性を確保し、国民からの懸念が生じることがないように対応することの重要性に鑑み、委員の利益相反マネジメントを行うものとする。

2 委員の利益相反マネジメントの取扱いについては別に定める。

3 委員は、JSSC から利益相反の状況について申告を行わなければならない。

## 第5章 雑則

(研究課題評価の実施方法の見直し等)

第 14 条 研究課題評価の実施方法の見直しは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自殺研究 GB は、自殺対策における研究の急速な進展及び社会や経済情勢変化等を踏まえ、JSSC の目的を実現する観点から適時に評価項目・基準等を見直すとともに、研究課題評価の検証を適時行い、研究課題評価の質の向上や評価システムの改善及び充実に努めるものとする。

(2) 研究課題評価の過程において得られた被評価者及び自殺研究 GB の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

(研究課題評価関連業務実施体制)

第 15 条 研究課題評価に必要な業務は、JSSC を事務局とする。

(委員等への働きかけの禁止)

第 16 条 JSSC は、研究課題公募に応募しようとする者及び応募した者が、公募の開始から採択研究課題の決定の公表までの間、JSSC の役職員、自殺研究 GB の委員に対して評価及び採択に関する働きかけを行うことがないよう、適切に対応するものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、JSSC センター長がこれを定める。

## 附 則

この規則は、平成 29 年 8 月 2 日から施行する。

この規則の一部を改定し、平成 29 年 9 月 11 日から施行する。

この規則の一部を改定し、平成 30 年 6 月 14 日から施行する。